

聖徳大学動物実験委員会規程

改正 平成31年4月1日

(設置)

第1条 聖徳大学動物実験指針（以下「指針」という。）第3条第2項に基づき、指針の適正な運用を図るため、聖徳大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は次の各号に挙げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長、臨床心理学研究科長、人間栄養学研究科長、児童学部長、心理・福祉学部長、文学部長、人間栄養学部長、看護学部長、人間栄養学科長
 - (2) 事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、教育支援課長、総務課長、経理課長、施設管理課長
 - (3) その他学長が指名した者
- 2 前項の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学部長・学科長の審議を経て学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験に関する基本的諸問題に関すること
- (2) 動物実験施設及び動物室に関すること
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項に関すること

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 専門の事項を検討するため、委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の推薦により、学長が指名する。

(細則)

第8条 委員長は、委員会の審議を経て、この規程を実施するために必要な細則を定めることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 規程の改廃は学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。